

建築基準法第12条第5項の規定による基礎ぐい工事報告書

年 月 日

松山市建築主事 殿

下記の建築物の基礎ぐい工事について、『基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン』(平成28年3月4日付け国住指第4239号)に基づき、次のとおり工事監理を実施したことを報告します。

建 築 主	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
工事監理者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
工事施工者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
確 認	年 月 日 第	号
敷地の地名地番		

- ① 建築確認に要した図書と照合した結果、変更がありましたか。
Yes No
 └─> { 1 計画変更確認申請の有無 (有 無)
 2 軽微な変更の有無 (有 無)
- ② 工事監理者が基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を把握し、それらが整合していることを工事監理者が確認しましたか。
Yes No (Noの場合、施工計画書等を提出してください。)
- ③ ぐいの支持層への到達等技術的判断方法等が基礎ぐい工事に係る施工計画に適切に定めたことを工事監理者が確認しましたか。
Yes No (Noの場合、施工計画書等を提出してください。)
 ぐい支持層到達への技術的な判断方法 :
- ④ 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を踏まえ、工事監理方針を工事監理者が決定しましたか。
Yes No (Noの場合、施工計画書等を提出してください。)
- ⑤ 工事監理者は、試験ぐいについて以下の方法で工事監理を実施しました。
施工に立ち会って確認を行った。
その他 :
- ⑥ 工事監理者は、本ぐいについて以下の方法で工事監理を実施しました。
施工に立ち会って確認を行った。
工事施工者が作成する自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類を確認した。
元請の工事施工者が施工に立ち会ったことを確認した。
その他 :

※ 基礎ぐい工事とは、ぐい先端の支持力を主として考慮し掘削孔内に既製コンクリートぐいを沈設する工法を採用した基礎ぐい工事であること(平成28年3月4日国土交通省告示第468号)

審査欄			受付欄
建築主事	課長	担当	受付